## ~ 特別児童扶養手当認定請求必要書類 ~

- 1. 認定請求書
- 2. 障害認定診断書
- 3. 口座振替申出書
- 4. 戸籍謄本(請求者、児童)
- 5. 住民票(世帯全員)
- 6. 所得証明書 ※前年、つがる市に住所がなかった方のみ。扶養義務者についても同様
  - 1~ 6月申請の方:前年の1月1日現在の住所地のもの
  - 7~12月申請の方: 今年の1月1日現在の住所地のもの
- 7. その他必要な書類
  - ① 請求者が児童を別居監護している場合
    - 別居監護申立書
    - 民生委員または寄宿舎等の証明書
  - ② 請求者が養育者(父または母以外)の場合
    - 養育申立書
    - 民生委員証明書
    - ・父及び母の戸籍(除籍)
  - ③ 前年の12月31日において、年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合
    - 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
  - ☆ その他お持ちいただきたいもの
    - ・受け取りを指定する口座の通帳
    - 請求者、対象児童、扶養義務者の個人番号が分かるもの
    - 印鑑

認定請求書等の書類は、福祉課障害福祉係の窓口にあります。また、別居監護申立書や養育申立書が必要な場合、民生委員の証明書が必要となりますので、申請の前にお問い合わせいただきたいと思います。

## 【各等級の障害の状態 (障害認定基準)】

## 1 級

- 1 両目の視力の和が 0.04 以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 100 デシバル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有 するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度 又は立ち上がることができない程度の障害を有 するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害 又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各 号と同程度以上と認められる状態であって、日常 生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の もの
- 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 2 級

- 1 両目の視力の和が 0.08 以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシバル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能にい著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害 又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各 号と同程度以上と認められる状態であって、日常 生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著 しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの